

大阪大学大学院医学系研究科ヒトES細胞倫理審査委員会 委員名簿

令和7年4月1日現在

	氏 名	所 属・職 名	任期	
○	林 克彦	医学専攻ゲノム生物学講座（生殖遺伝学）・教授	R7. 4. 1～R9. 3. 31	1号委員
	高島 成二	医学専攻生化学・分子生物学講座（医化学）・教授	R7. 4. 1～R9. 3. 31	〃
	辻川 元一	保健学専攻生体情報科学講座・教授	R7. 4. 1～R9. 3. 31	〃
	原田 彰宏	医学専攻解剖学講座・教授	R6. 4. 1～R8. 3. 31	2号委員
◎	西田 幸二	医学専攻脳神経感覚器外科学（眼科学）・教授	R7. 4. 1～R9. 3. 31	〃
	宮川 繁	医学専攻外科学（心臓血管外科学）・教授	R7. 4. 1～R9. 3. 31	〃
	寺沢 知子	元 京都産業大学法学部・教授	R7. 4. 1～R9. 3. 31	3号委員
	掛江 直子	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 生命倫理研究室・室長 小児慢性特定疾病情報室・S V	R7. 4. 1～R9. 3. 31	4号委員
	越村 利恵	大阪たつみリハビリテーション病院	R7. 4. 1～R9. 3. 31	5号委員

◎ 委員長 ○ 副委員長

大阪大学大学院医学系研究科ヒトES細胞倫理審査委員会規則

- （組織）
- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 生物学に関する専門家 3名
 - (2) 医学に関する専門家 3名
 - (3) 法律に関する専門家 若干名
 - (4) 生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい見識を有する者 若干名
 - (5) 一般の立場に立って意見を述べられる者 若干名
 - (6) その他委員会が必要と認めた者
- 2 委員のうち、2名以上は本学の職員以外の者とする。
 - 3 委員会は、男女両性で構成されていなければならない。
 - 4 委員会の委員は、研究科長が委嘱する。
 - 5 委員の任期は2年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 前項の委員は、再任を妨げない。